

NO！「危険ドラッグ」

危険ドラッグ3ない運動推進中！

～「買わない」「持たない」「使わない」～

危険ドラッグを使用した人が、意識障害、けいれん、呼吸困難等を起こして、死亡したり、重体に陥る事件や、重大な交通事故を引き起こす事例が多発しています。

これら商品は、そのほとんどが違法で、「ハーブ」「お香」「バスソルト」「アロマ」などと使用目的を偽装して販売されています。体への影響は、麻薬や覚醒剤と同じか、それ以上の未知の薬物で大変危険です。

合法と称して販売していたものの 麻薬や指定薬物等違法な薬物であった商品例



商品名：「Blue Majic」(液体)

麻薬である「通称名：MDPV」を検出



商品名：「DIAMOND Rush」(白色粉末)

指定薬物である「通称名：4F MP」を検出



商品名：「ANARCHY Spider」(植物片)

指定薬物である「通称名：API CA」を検出

危険ドラッグの規制強化

～愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例制定～

危険ドラッグは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧名称：薬事法)」に加え、「愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例」でも「所持」「使用」「譲受け」等が規制され、違反した場合には罰則が科されます。



危険ドラッグに関する情報は、最寄りの警察までご連絡ください。

愛媛県警察本部

